

入学検定料免除、入学後の授業料減免等の特別措置について

－ 東日本大震災に被災された受験生の皆様へ －

東日本大震災により、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

明治大学では、下記のとおり、被災された受験生に対し、2014年度入学検定料免除、入学後の授業料減免等の特別措置を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で、特別措置を希望する方は、下記の要領で手続きしてください。

明 治 大 学

記

<入学検定料免除の特別措置>

1. 特別措置対象者

(1) 東日本大震災により、父母が死亡又は居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、かつ、全壊・流失の被害を受け、被害認定された2014年度入学志願者。

(2) 福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域に設定された地域出身で、次のいずれかに該当し、公共機関からその証明書が発行された2014年度入学志願者。

① 父母の家屋が福島県内にあり、かつ、避難指示区域（警戒区域および計画的避難区域を含む）に指定された者。

② 父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者。

※入学後の授業料減免等の特別措置とは対象範囲が異なります。裏面<入学後の授業料減免等の特別措置>をご確認ください。

2. 申請方法

(1) 申請にあたっての注意事項

法科大学院につきましては、入学検定料を振込後に、返還手続きを取ることができます。

(2) 提出書類

以下の書類を裏面の問い合わせ先に**速達・簡易書留**にて郵送してください。（申請締切日の郵便局消印有効）

① 「入学検定料免除 特別措置申請書」（本学所定書式）

② 被災を証明できる書類

被 害	書 類
父母死亡	住民票（コピー可） ※父母死亡に関する記載があること 罹災証明書（被災証明書）（コピー可）
居住する家屋の全壊・流失	罹災証明書（被災証明書）（コピー可） ※住家の被害認定が記載されたものに限る （証明書に、「全壊」等の記載があること）
1. (2)の場合	公的機関から発行された証明書（コピー可）

③ 「入学検定料返還願」（本学所定書式）

④ 入学検定料領収書（B票）

※コンビニエンスストアで入学検定料を納入した場合は、「チケット等払込受領証」、「オンライン決済領収書」又は「取扱明細書兼領収書」を提出してください。

※「入学検定料免除 特別措置申請書」及び「入学検定料返還願」（本学所定書式）は当法科大学院ホームページ<http://www.meiji.ac.jp/laws/>に掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。ダウンロードできない場合は、問い合わせ先に電話で請求してください。

(3) 申請期間

2014年1月8日（水）～2014年1月24日（金）（申請締切日の郵便局消印有効）

3. 特別措置適用者の発表

2月下旬に通知文書を送付し、指定口座への返金をもって、発表に替えさせていただきます。

<入学後の授業料減免等の特別措置>

1. 概要

(1) 授業料減免

①対象者 父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失・半壊・床上浸水[※]し、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている2014年度新入生
※半壊・床上浸水は入学検定料免除の対象外です。表面<入学検定料免除の特別措置>をご確認ください。

②減免基準 父母が居住する家屋が全壊・流失した場合 : 授業料相当額
父母が居住する家屋が半壊・床上浸水した場合 : 授業料2分の1相当額

③支給期間 標準修業年限（毎年度、審査あり）

(2) 経済支援金

①対象者 福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域に設定された地域出身で、「警戒区域・計画的避難区域・帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に指定された者」または「父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者」で、経済的に著しく困難な状態が続いている2014年度新入生

②支給額 授業料相当額

③支給期間 当該年度4月1日現在、避難区域に設定されている限り、標準修業年限とする（毎年度、審査あり）

2. 申請方法

3月上旬より、本学ホームページに募集要項を掲載いたします。また、入学後、通学するキャンパスの奨学生係にて「申請書類一式」を配布しますので、申請希望者は確認してください。

3. 減免給付方法

申請書に記載された新入生本人の口座へ、減免額または支給額を振り込みます（7月中旬振込予定）。

※入学手続には、入学諸費用（入学金＋春学期学費＋諸会費）の振り込みが必要です。

<問い合わせ先>

1. 入学検定料免除の特別措置について

専門職大学院事務室 法科大学院入学検定料免除係 TEL03-3296-4318 へお問い合わせください。

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

2. 入学後の授業料減免等の特別措置について

学生支援事務室（奨学生係）TEL 03-3296-4208 へお問い合わせ下さい。